

平成26年度
行政改革アクションプラン（後期プラン）
答申書

平成26年12月
杵築市行政改革推進委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 行政改革アクションプランの調査審議について・・・・・・・・	2
2. 財政状況と行政改革アクションプラン（後期プラン） の数値目標について・・・・・・・・	3
3. 行政改革アクションプラン（後期プラン）実施計画進捗状況 【平成25年度実績】について	
○平成26年度版からの変更項目・・・・・・・・	4
○評価内容についての検証・・・・・・・・	8
4. 委員会総評・・・・・・・・	12
(添付資料)	
杵築市行政改革推進委員会設置要綱・・・・・・・・	13

はじめに

杵築市行政改革推進委員会は、「杵築市行政改革推進委員会設置要綱」第1条において、行政改革大綱に基づき、取り組み項目を集成した実施計画である「アクションプラン」の計画的な推進を図るために設置され、第2条では「アクションプランの進捗状況について報告を受け、必要な事項を調査審議し助言等を行う。」としています。

このため、第2次行政改革大綱の基本理念となる「市政創生」「協働」「行政経営」を踏まえ、「新たな価値を創造し、市民本位の視点に立った行政経営の実現」「市民参画と協働による多角的な公共サービスの提供」「持続可能な財政基盤と弾力性のある財政構造の確立」の3つの重点改革項目の観点に立ち、行政改革アクションプランの効果的、効率的な推進を図るため、当委員会において評価を行い、より実効性の高いものにしていきたいと考えます。

本年度は平成27年度版の「杵築市行政改革アクションプラン（後期プラン）」について調査審議を行いました。

ここに、委員会の答申を付して市長に報告します。

市におかれては、この答申内容を出来るかぎり尊重し、今後の行政改革アクションプランの見直しにあたって、反映されることを要望します。

平成26年12月

杵築市行政改革推進委員会	委員長	関	谷	忠
	副委員長	小	川	英利
	委員	宇都宮		八重子
	委員	安藤		信子
	委員	高山		和也
	委員	廣瀬		準一郎
	委員	糸原		愛徳

1. 行政改革アクションプランの調査審議について

(1) 行政改革推進委員会の位置付け

当委員会の役割は、「杵築市行政改革アクションプラン」の進捗状況等について、調査審議を行うものである。

アクションプランの調査審議は、取り組み項目について、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行う。

まず、取り組み項目ごとに、担当課から個別表を提出してもらい、当委員会において進捗状況等を調査審議する。

その審議内容を答申書としてまとめて、市長に報告するとともに、アクションプランの取り組み項目の修正・改善を要望していく。

(2) 審議対象の取り組み項目

審議の対象とする取り組み項目等は、次に掲げるものとした。

1. 新たな価値を創造し、市民本位の視点に立った行政経営の実現	23項目
2. 市民参画と協働による多角的な公共サービスの提供	13項目
3. 持続可能な財政基盤と弾力性のある財政構造の確立	22項目
計	58項目

このうち、平成26年度版からの内容変更があった項目と新規追加項目を中心に審議を行い、次に取り組み項目の進捗状況が正当に評価されているかどうかの検証を行った。

2. 財政状況と行政改革アクションプラン（後期プラン）の数値目標について

<アクションプラン P 3～6>

3 ページ以降の「1. 財政状況」の説明において示されている数値について、特に5 ページの「普通会計決算収支等の状況」「各種財政指標等の状況」の数値を見ると比率が悪化しているように見受けられる。その説明とそうした状況をどのように考えているのか。

- ・ 経常収支比率は、平成25年度は90%を超えていないが、平成17年度は97.4%であった。少しずつ改善されてはいるが、一番低い時で平成22年度は83%であったが、徐々に上昇してきている。経常収支比率は100%に近付くと、市が投資的に使うお金がなくなる。当市はまだ10%の余裕があるものの、少しずつ余裕はなくなりつつある。
- ・ 市債残高は16億円の増で、基金残高は若干積み増ししているが、財政指数が軒並み悪くなっている。一方、実質公債費率と将来負担比率は良くなっており、落ち着いている。

◇当委員会事務局の説明（以下、「事務局説明」とする。）

- ・ 経常収支比率は、数値が高いほど財源に余裕がないことを示しており、市町村では75%を上回らないことが望ましいとされている。その比率が1.7%上昇した分は、主に税収が落ちたことが原因と思われる。
- ・ ここ数年、経常収支比率が上昇しているが、1400万円ほど地方税が下落している。本来、地方税が入ってくると交付税も上がるのが本筋であるが、普通交付税も1億8000万円ほど減額している。これは国全体の景気が良くなること見込んで縮小していると思われる。その中で杵築市は税収が伸びなかったうえに、交付税が下がってきた。それと合わせて、交付税総額を補う起債（臨時財政特例債）も2300万円ほど下落した。経常の一般財源と呼ばれる部分が2億円ほど下落している。それが経常収支比率を増やした原因と思われる。
- ・ だいたい1億円収入が下落すると、1%経常収支比率に影響が出ると言われる。地方税が1400万円、法人で2800万円ほど下落している。個人の現年分も700万円ほど減少している。地方の個人消費が上がってないことが、反映されているのではないかとと思われる。

3. 行政改革アクションプラン（後期プラン）実施計画進捗状況【平成25年度実績】について

○平成26年度版からの変更項目

（P16）取組番号9：図書館機能の充実

内容については、目的が若干修正され、実施については、地域の実態に見合った内容が入ってきている。実施状況はB評価になっている。建設用地の早期決定を目指すとしており、28年度に建設工事着工となっているので、どこまでずれこむのか心配している。我々としては、できるだけ市民サービス向上のため、早めに計画を前倒しにして、早期利用開始できるようにお願いしたい。

◇事務局説明

完成は28年度末予定。26年度に実施設計をかけて、27・28年度で建設という流れである。29年3月にはオープンの予定で、そのあと旧図書館の取り壊し作業等を行う予定である。

（P21）取組番号18：人事評価制度の導入

25年度計画では、システム構築予定となっているが、26年度からは「当分の間見送りとする」となっている。国や他団体の状況を見ながら対応してほしい。

◇事務局説明

国と県がまだ意見交換を行っている状況なので、各市町村としては対応が遅れている。ご意見のとおり、国や他団体の状況を見て対応していく。

（P26）取組番号28：景観保全の推進

- ・ 世界農業遺産認定に伴い、景観条例の改正が入った。他講演会開催や計画見直しなど追加が入っている。これは前向きな変更で良いと思う。
- ・ 計画の中で、「景観形成団体の認定」「景観重点地区の検討」「視点場の検討」とあるが、これはどういうことか。施策でやるなら、もっと強力推進して、予算をつけること。景観形成団体を認定するなら、申請の働きかけをすること。地域住民にやりがいのある事をしてもらわないといけない。
- ・ 景観なので、酢屋の坂などを重点地域に指定して、地域に協力依頼しないと事業推進は難しいと思われる。特に観光客が出入りする場所で、メインとなるところを、もっと地元の人と連携をとって、積極的に実施すること。杵築の顔となるところをまず実施する。市内各地域でそうした地元との連携団体を育てていく。その辺は担当課に指示して、景観保全と観光を絡めた取り組み

を検討すること。

- ・ 地域にはコミュニティがあるので、それを検討する必要がある。そこに観光客がきて、恩恵を被るから、お金を出して補助金でやってもらうという発想はやめた方がいい。地域住民との連携を、外からではなく地域の人にやってもらった方が良い。そういう講習会や勉強会には補助金をつけてもいいと思う。

◇事務局説明

「視点場の検討」は、景観写真展として世界農業遺産にふさわしい景観の写真をすでに募集しており、これは重複している部分なので、世界農業遺産関係で行う。

「景観形成団体の認定」は、街路樹やボランティア活動で選定して団体を認定する。景観を維持管理していただく団体のことだが、今のところ市の認定はゼロであり。これについての特別な補助はない。

(P 3 1) 取組番号 3 7 : 健全な財政運営

普通会計の実質債務残高等の推計目標に 2 5 年度の実績を加えた。引き続き情勢は厳しいであろうが、健全な財政運営を目指して頑張してほしい。

(P 3 2) 取組番号 3 9 : 学校給食センターの統合

- ・ 統合問題の記述は変更なし。2 6 年度に建設予定地の決定し、2 9 年度供用開始予定になっている。予定どおり 2 9 年度供用開始ができるよう、少しでも早くお願いしたい。
- ・ 施設の一本化の話も 2 6 年度中にまとまらないといけないのではないか。基本設計、実施設計に 1 年もかかるのか。要は場所を決めて、一本化すること。
- ・ 検討委員会の立ち上げに至っていないことが書かれている。場所が決定していないことが原因なのか。人口減少を考えるとある程度機能を集約していく必要があると思われる。

◇事務局説明

予定地の選定ができていない。現在調整中である。施設の一本化についても詰めていく。基本設計・実施設計は給食センター自体、難しくはないと思う。

(P 3 3) 取組番号 4 1 : ケーブルテレビ事業の管理・運営方法の見直し

- ・ 指定管理の予定から、直営に変更したのか。指定管理のところが委託に変わっている。これは大きな変更である。2 8 年度計画の最終到達内容が変わっている。
- ・ 市職員減員が、2 7 年度に 3 名から 2 名にする計画が、2 8 年度にずれ込み、1 年遅れている。

26年度の計画も表示されていない。しかし、25年度はA評価となっている。

- ・ 人数削減の変更と指定管理の変更についてきちんと説明がほしい。昨年の計画よりダウンしている。1名分の人件費を余分に持つことになるので、数百万円の歳出が増えることになる。

◇事務局説明

現在は、ケーブルテレビ事業を25年度から委託で行っており、カメラマン等の業務をする人を（一財）杵築市総合振興センターが雇用している。当市は委託料を払い、番組の制作関係をお願いしている。現在、委託の形で業務依頼しているが、委託か民営化か、その辺を26、27年度で検討する予定である。ふるさと産業館を運営している当センターに、ケーブルテレビの制作を持たせた。これが委託の形になっている。

◆担当課説明（総務課ケーブルネットワーク係）

26年度から変更となった年度目標の中に、「デジアナ変換終了へ向けた市民周知と新プラン推進」「防災事業の円滑な推進」が加わり、事務量が増加した。そのため、予定していた職員削減が難しい状況となり、1年据え置きとした。

また、「新たな管理・運営体制への整備」において、委託先の人材育成を行うものの、雇用の確保ができず、業務受け入れ態勢が整わない状況である。

なお、伝送路網の更新時期も重なり、現状での職員削減は大変厳しい状況である。

（P34）取組番号43：公営企業の経営健全化

年度別計画において、主に病院事業の「増患対策」を追加している。事業が1億1千万円の赤字なので、これを修正していこうとするもの。

「増患対策」とあるが、「経営健全化に引き続き努めていく」という文言に代えた方がよい。

（P36）取組番号48：ふるさと納税の推進

ふるさと納税については、寄付行為に対する各自治体の過熱する取り組みが問題になっていた。お礼の品として特産品をもらう方はいいと思うが、市職員についてはどのような扱いをしているのか。

◇事務局説明

26年8月から寄附金収納について、インターネットを使った収納システムを導入したので、それに伴う内容を追加するもの。また、市職員については市外の職員が対象になるので、個別にお願いしている。

(P 3 7) 取組番号 5 0 : 新地方公会計の整備

資産の把握を全国統一的なもので行うことはいいと思うが、他市町村の状況が分からない。他と比べて当市はどうか。県内で最初なのかどうかも分からないので、我々は何とも言えない。新規の取り組みはいいことだが、他との比較が見えないので、他市の状況を確認すること。

◇事務局説明

これは全国規模で、市町村の収支の関係を民間企業と同じような形で出していくようなものである。以前より取り組んでいたが、来年から内容が変更になるのではないかと思う。

◆担当課説明（財政課財政係）

現在は、全国的に総務省方式の改定モデルやその他の方式などが混在しているため、国が統一的な基準を 26 年 4 月末に公表した。これを受け、統一的な基準による財務書類等の作成について 27 年 1 月頃に、国が地方自治体に要請をして、概ね 3 年間を移行期間として、28 年度中にシステム整備を行い、29 年度には新システムによる財務書類の作成を行うこととなった。県内においても、新システム導入はこれからである。

(P 3 9) 取組番号 5 5 : 保育料の見直し

新制度移行に伴う内容の追加。幼保の関係だが、これも全国的な流れである。評価は「C」がついている。「適切な時期に、適切な保育料の見直しを行う」とあるが、26 年度以降に行うのか。

◇事務局説明

現在、見直し作業を行っている。27 年 4 月 1 日から子ども子育て新制度が始まる。それに合わせて保育料の見直しが出てくるので、その内容を策定中である。25 年度においては見直しができなかったのが「C 評価」。26 年度以降については、アクションプランのスケジュール（年度目標）に沿って取り組んでいく。

(P 4 1) 取組番号 5 7 : 各種団体事務の見直し

評価は「C」であるが、実施できず、方針決定できなかったということであれば、変更ではない。評価の見直しをすること。⇒ 「評価なし」とする。

◇事務局説明

これは各種団体の事務局業務の一部を行政が担っているものを調査するもので、2 年おきに実施している。25 年度は実施年ではなかったのが、実施していないことの「C 評価」。26 年度に実施するようにしている。

(P 4 1) 取組番号 5 8 : 観光協会との連携

- ・ 連携はすでに始まっていると思う。ただし「B評価」なのは役割分担を一部確立していないということか。方針決定や協議を早急に行うこと。
- ・ 昔に比べ、観光協会は動き出した。スピード感を持ってやっている。23年4月に事務局長が変わり、26年4月より任意団体から一般社団法人格を取得。市からの補助金については、25年度28,500千円だったが、26年度24,500千円と減額している。これは、現事務局長の自主的活動の成果であり、きものレンタル事業などが好評である。
- ・ 台湾や香港、韓国、シンガポール、バンコクなど、海外にも観光宣伝を活発に行っている様子。この状況を維持して、当市との連携だけでなく、県や九州内での広域連携を密にすることを望む。

○評価内容についての検証

(P 1 4) 取組番号 4 : 総合窓口サービスの推進 → 評価「C」

現在の庁舎ではスペースの問題があり、総合窓口の設置は困難である。よって、未実施ではなく、目標未達成の内容として、評価を変更する。 ⇒

評価「B」

◇事務局説明

今の庁舎の面積では、総合窓口化はむずかしい。実質はその方向で動いているが、庁舎が変わらない限り、この体制で行くことで方針は決まっている。スペースの問題とシステム的に受付を作らなくても、市民課から順番に、他の階に行かなくても手続きできる形になっている。

(P 1 4) 取組番号 5 : 事務マニュアルの整備 → 評価「B」

課によって提出・未提出があるが、整備状況がどれくらいなのか分からない。いつまで達成するのか。達成率や整備した課としていない課の数値を出すこと。いつまでに100%にするのか、その辺が分からない。目標を100%としたら、80%達成というふうに出してほしい。目的と手段を取り違えているものが多い。事務マニュアル整備は手段であり、その目的は「市民サービスの向上」である。

(P 1 5) 取組番号 6 : 入札制度の改革 → 評価「B」

「適正な金額の決定ができなかった」とは何か。予定価格のことか。各市町村で、同一人口規模のところを調べておくこと。これは入札不成立を恐れてのことなのか。もう少し、小

口に出してあげれば、地元業者も入札しやすくなると思われる。

◇事務局説明

一般競争入札にもっていく金額の「1億円以上」のところを下げるということだと思うが、その金額が決定できていない。もしくは、地元業者の育成も考慮してのことかもしれない。

◆担当課説明（契約検査課）

同一人口規模の自治体を調べたところ、当市より低い金額設定もあるが、様々である。今後引き続き他市町村の状況を見て、26年度中に当市指名委員会の中で、方針決定を目指す。

（P19）取組番号14：旅費の見直し → 評価「C」

県内日当の廃止。「経費削減のため、検討結果をもとに協議していく」とあるが、いつまでに廃止するのか分からない。ほとんどが公用車で異動するのに、日当を払うのは民間の感覚ではありえない。早急に実施すること。

◇事務局説明

この件については、委員会より厳しく指導していただければ、実施しやすくなります。

（P20）取組番号16：市民にわかりやすい情報の提供 → 評価「B」

一部実施の中身がよく分からない。要は見える化をやっていくこと。精力的に見える化を図ること。件数、公開率など、定性的ではなく定量的なものを考えること。代用特性を用いても構わない。

◇事務局説明

秘書政策課でも毎年ホームページ閲覧の人数は把握している。それを活用しながら、どの記事にどのくらい見ているか分からないので、活用していきたい。

（P22）取組番号19：人材育成の推進 → 評価「A」

A評価になっているが、もう少し意識改革をやってもらいたい。市職員の場合、ある種、専門家でないといけないと思う。その辺で他市がどういう取り組みをしているのか調べること。何をもって「能力向上が図られた」のか分からない。A評価がついても定性ではなく、何をもって判断したのか。実施して、どういう効果が生まれたのか。そういうものを根拠にして出してほしい。具体的にどうだったのかを出せるようにしていかないと、我々ではなく市民にも説明がつかない。「B，C」だけでなく、「A」についても内容の再評価が必要かもしれない。

(P 2 3) 取組番号 2 1 : 評価機能の充実

「システム内容（人件費の取扱い等）についての方向性を決定できなかった」とあるが、よくわからない。システムも入っていない。各課のメイン事業から始めることが大事である。これも定量化するようにした方がいいのではないか。

◇事務局説明

以前、事務事業評価を 2 年ほど試行したが、一気に取りかかりすぎたため、全事務業務をエクセル上に出すように指示したが、相当な事務量になるため、中断した。とりあえず主だった事業を抜き出しながらやっていくよう検討する。各課より主な事業を挙げてもらい、まず慣れてもらうようにしていく。

(P 2 5) 取組番号 2 5 : 協働のまちづくり

- ・ 2 5 年度は調査、検討、策定まで入っているが未実施である。「総合計画見直しに合わせ」とあるが、いつ策定するのか。条例ができていれば、マニュアルの検討をすること。
- ・ 今度の総合計画の中に盛り込まないといけないとなると 1 年ではむずかしい。目標を変えて、2 6 年度中に検討開始し、2 7 年度中に素案作成。2 8 年度に総合計画に盛り込む。
- ・ プロジェクトチームを結成してはどうか。機能分担し、どこの課がやるのが一番効果的なのか考えていくこと。プロジェクトチームは認識がなかなか難しい。やり方を考えること。
- ・ 市長の任期中に最終的な形をイメージして、それに向かって順番にやっていく。2 9 年 1 0 月に任期満了であるが、2 8 年度に総合計画策定でいいのか。仮に、そういう転換期に当たった時、できたはいいが、「しません」となったときに困る。委員会の意見を踏まえ、2 7 年度中に見直しを着手し、早急な取り組みをお願いしたい。

◇事務局説明

2 8 年度中に見直しして、2 9 年度からスタートを合わせる形。自治基本条例はできているが、これがないと街づくりの関係はできないと、2 5 年 7 月に制定された。これは総合計画を作成するときに、当然そういう形をとっていく。

(P 2 8) 取組項目 3 3 : 男女共同参画の推進 → 評価「B」

何%くらい達成できているのか。各課で取り組み状況を数値にして、どの程度進んでいるのか見ないと分からない。同じ「B」でも、プラスかマイナスか、いろいろある。その辺を見える化していかないと「B」の内容が分からない。

(P 2 9) 取組番号 3 5 : P F I 手法及びリース方式の活用 → 評価「C」

P F I の事業は実施したのか。新規建設予定施設に限られていて、当市では図書館と給食センターが主な施設だが、検討していない様子。これは大規模施設を民間資金の活用であるが、どのように考えているのか。

◇事務局説明

手続きに 4, 5 年かかることが気がりである。3, 4 年前に給食センターの検討をした。これは未実施ではなく、検討事項である。 ⇒ 評価変更「B」

(P 3 7) 取組番号 5 0 : 新地方公会計の整備 → 評価「C」 ⇒ 評価なし

(P 3 8) 取組番号 5 3 : 定住促進プランの推進 → 評価「A」

- ・ プランを作成したことで、「A評価」になっているが、これは市の事業を冊子にまとめて提供しただけである。これを作ることが目的ではない。あくまで定住促進策の手段である。
- ・ 何人に説明して、何人が現地に來たのか。そのプランはどうだったのか。これをどこに配布して、説明して、どれだけ照会があつて、実際に見に來たのか。そういうところがないと「A評価」にはならないのではないかと。具体的な数値で表す。定性を定量化すること。

(P 3 9) 取組番号 5 5 : 保育料の見直し → 評価「C」

評価を見直すこと。努力してできるものなのか。施設の目標を定めてかからないと。

◇事務局説明

2 5 年度は見直しできた可能性もある。2 6 年度に実施するとなると、2 7 年度に新制度移行に伴う見直しがあるので、できないことはわかる。 ⇒ 評価はそのまま「C」

4. 委員会総評

定性ではなく定量で、見える化すること。

- ・ B, C 評価については、内容を検討して、特に B 評価の場合はプラスかマイナスか。A 評価についても言えるが、見える化をして、定性を定量化していく。代用特性でいっても構わない。数値で表すことが大事である。
- ・ 仕事の分担をよく考えて、各課に配分していかないと政策立案が機能しなくなる。現場に

近いところに下ろした方が良いと思われる。

- ・ 単なる自己評価はいけない。外部の人に客観性を持たせるには、アクションプラン全ての項目について、「定性から定量に」が大きな流れになる。A評価についても、どう事業を推進したかが大事になってくる。

〔評価内容の検証結果〕

取り組み項目 (重点改革項目)		評 価 基 準					項目 合計
		A	B	C	D	評価なし	
1. 新たな価値を創造し、 市民本位の視点に立った 行政経営の実現	変更前	1 3	5	4	1	0	2 3
	変更後	1 3	6	3	1	0	2 3
2. 市民参画と協働による 多元的な公共サービスの 提供	変更前	9	2	2	0	0	1 3
	変更後	9	3	1	0	0	1 3
3. 持続可能な財政基盤と 弾力性のある財政構造の 確立	変更前	1 4	5	3	0	0	2 2
	変更後	1 4	6	1	0	1	2 2
合 計	変更前	3 6	1 2	9	1	0	5 8
	変更後	3 6	1 5	5	1	1	5 8

※評価基準 …… A. 予定どおり実施(プラン以上又はそれ以上実施)

B. 一部実施(プランより遅れて実施、目標未達成)

C. 未実施(未着手、全く進まなかった)

D. 中止(計画が中止となった)

評価なし ～ 新規項目につき、評価対象外

○杵築市行政改革推進委員会設置要綱

(平成 19 年 9 月 7 日杵築市告示第 40 号)

改正 平成 24 年 5 月 29 日告示第 37 号

(設置)

第 1 条 行政改革大綱に基づき、取り組み項目を集成した実施計画である「アクションプラン」の計画的な推進を図るため、杵築市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、アクションプランの進捗状況について報告を受け、必要な事項を調査審議し助言等を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民

(3) その他市長が必要と認める者

3 市長は、前項第 2 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、1 回に限り再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、出席を求め若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 6 条 委員長は、審議の結果について、市長に報告しなければならない。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、市長が定める職員が行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 29 日告示第 37 号)

この告示は、公示の日から施行する。